

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月3日

【発行者名】 UBS (Lux) ボンド・シキャブ
(UBS (Lux) Bond SICAV)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
イオアナ・ナウム (Ioana Naum)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J.F.ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治
同 白 川 剛 士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (Lux) ボンド・シキャブ
- コーポレート・ボンド(米ドル)
- ハイ・イールド・ボンド(米ドル)
- ショート・ターム米ドルコーポレート(米ドル)
(UBS (Lux) Bond SICAV
- USD Corporates (USD)
- USD HighYield (USD)
- Short Term USD Corporates (USD)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】

記名式無額面投資証券

コーポレート・ボンド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

ハイ・イールド・ボンド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

ショート・ターム米ドルコーポレート(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

クラスP - m d i s t 投資証券

上限見込額は、以下の通りである。

コーポレート・ボンド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

10億3,050万米ドル(約1,471億円)

ハイ・イールド・ボンド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

17億8,760万米ドル(約2,551億円)

ショート・ターム米ドルコーポレート(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

15億6,970万米ドル(約2,240億円)

クラスP - m d i s t 投資証券

10億4,330万米ドル(約1,489億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2024年9月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。(コーポレート・ボンド(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については20.61米ドルに5,000万口を、ハイ・イールド・ボンド(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については357.52米ドルに500万口を、ショート・ターム米ドルコーポレート(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については156.97米ドルに1,000万口を、ショート・ターム米ドルコーポレート(米ドル)クラスP - m d i s t 投資証券については104.33米ドルに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 2025年5月20日付で、UBS(Lux)ボンド・シキャブ-ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)はUBS(Lux)ボンド・シキャブ-ショート・ターム米ドルコーポレート(米ドル)に名称を変更した。

(注3) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2024年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場(1米ドル=142.73円)による。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円換算表示はすべてこれによるものとする。

(注4) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

(注5) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年11月29日に提出した有価証券届出書(2025年2月28日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、2025年5月20日付で、UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)はUBS (Lux) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート(米ドル)に名称を変更し、また、投資方針等に関する事項が変更され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

表紙

<訂正前>

(前略)

届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称

UBS (Lux) ボンド・シキャブ
 - コーポレート・ボンド(米ドル)
 - ハイ・イールド・ボンド(米ドル)
 - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)
 (UBS (Lux) Bond SICAV
 - USD Corporates (USD)
 - USD HighYield (USD)
 - Short Term USD Corporates Sustainable (USD)

届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額

記名式無額面投資証券
 コーポレート・ボンド(米ドル)
 クラス P - a c c 投資証券
 ハイ・イールド・ボンド(米ドル)
 クラス P - a c c 投資証券
 ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)
 クラス P - a c c 投資証券
 クラス P - m d i s t 投資証券
 上限見込額は、以下の通りである。
 コーポレート・ボンド(米ドル)
 クラス P - a c c 投資証券
 10億3,050万米ドル(約1,471億円)
 ハイ・イールド・ボンド(米ドル)
 クラス P - a c c 投資証券
 17億8,760万米ドル(約2,551億円)
 ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)
 クラス P - a c c 投資証券
 15億6,970万米ドル(約2,240億円)
 クラス P - m d i s t 投資証券
 10億4,330万米ドル(約1,489億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2024年9月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。(コーポレート・ボンド(米ドル)クラスP - a c c投資証券については20.61米ドルに5,000万口を、ハイ・イールド・ボンド(米ドル)クラスP - a c c投資証券については357.52米ドルに500万口を、ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)クラスP - a c c投資証券については156.97米ドルに1,000万口を、ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)クラスP - m d i s t投資証券については104.33米ドルに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2024年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=142.73円)による。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円換算表示はすべてこれによるものとする。

(注3) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

縦覧に供する場所 該当事項なし

<訂正後>

(前略)

届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称

- UBS (Lux) ボンド・シキャブ
- コーポレート・ボンド(米ドル)
- ハイ・イールド・ボンド(米ドル)
- ショート・ターム米ドルコーポレート(米ドル)
- (UBS (Lux) Bond SICAV
- USD Corporates (USD)
- USD HighYield (USD)
- Short Term USD Corporates (USD)

届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額

記名式無額面投資証券

コーポレート・ボンド(米ドル)

クラスP - a c c投資証券

ハイ・イールド・ボンド(米ドル)

クラスP - a c c投資証券

ショート・ターム米ドルコーポレート(米ドル)

クラスP - a c c投資証券

クラスP - m d i s t投資証券

上限見込額は、以下の通りである。

コーポレート・ボンド(米ドル)

クラスP - a c c投資証券

10億3,050万米ドル(約1,471億円)

ハイ・イールド・ボンド(米ドル)

クラスP - a c c投資証券

17億8,760万米ドル(約2,551億円)

ショート・ターム米ドルコーポレート(米ドル)

クラスP - a c c投資証券

15億6,970万米ドル(約2,240億円)

クラスP - m d i s t投資証券

10億4,330万米ドル(約1,489億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2024年9月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。(コーポレート・ボンド(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については20.61米ドルに5,000万口を、ハイ・イールド・ボンド(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については357.52米ドルに500万口を、ショート・ターム米ドルコーポレート(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については156.97米ドルに1,000万口を、ショート・ターム米ドルコーポレート(米ドル)クラスP - m d i s t 投資証券については104.33米ドルに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 2025年5月20日付で、UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)はUBS (Lux) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート(米ドル)に名称を変更した。

(注3) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2024年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=142.73円)による。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円換算表示はすべてこれによるものとする。

(注4) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

(注5) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

縦覧に供する場所

該当事項なし

第一部 証券情報

第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)

(1) 外国投資法人の名称

<訂正前>

UBS (Lux) ボンド・シキャブ

- コーポレート・ボンド(米ドル)

- ハイ・イールド・ボンド(米ドル)

- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

(UBS (Lux) Bond SICAV

- USD Corporates (USD)

- USD High Yield (USD)

- Short Term USD Corporates Sustainable (USD)

(以下、UBS (Lux) ボンド・シキャブを「本投資法人」、UBS (Lux) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド(米ドル) / ハイ・イールド・ボンド(米ドル) / ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)をそれぞれ「ファンド」または「サブ・ファンド」という。ただし、文脈により、コーポレート・ボンド(米ドル) / ハイ・イールド・ボンド(米ドル) / ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)を含む本投資法人のサブ・ファンドを「サブ・ファンド」ということがある。)

<訂正後>

UBS (Lux) ボンド・シキャブ

- コーポレート・ボンド(米ドル)

- ハイ・イールド・ボンド(米ドル)

- ショート・ターム米ドルコーポレート(米ドル)

(UBS (Lux) Bond SICAV

- USD Corporates (USD)

- USD High Yield (USD)

- Short Term USD Corporates (USD)

(以下、UBS (Lux) ボンド・シキャブを「本投資法人」、UBS (Lux) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド(米ドル) / ハイ・イールド・ボンド(米ドル) / ショート・ターム米ドルコーポレート(米ドル)をそれぞれ「ファンド」または「サブ・ファンド」という。ただし、文脈により、

コーポレート・ボンド(米ドル) / ハイ・イールド・ボンド(米ドル) / ショート・ターム米ドルコーポレート(米ドル)を含む本投資法人のサブ・ファンドを「サブ・ファンド」ということがある。))

(注) 2025年5月20日付で、UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル) はUBS (Lux) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート(米ドル)に名称を変更した。以下同じ。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 外国投資法人の概況

(2) 外国投資法人の目的及び基本的性格

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

< 訂正前 >

(前略)

本投資法人は投資者に対して、本投資法人への投資後に、本投資法人の投資主名簿に投資者自身の氏名が記載される場合に限り、投資主の権利、特に投資主総会に参加する権利を享受することができることに留意するよう要請する。一方で、投資者が取次業者を通じ間接的に本投資法人に投資し、かかる取次業者が投資者のためにその名義で投資を行い、その結果としてかかる取次業者が投資者に代わり投資主名簿に登録される場合、前述の投資主の権利は投資者ではなく取次業者に認められる。従って、投資者は投資決定に先立って、投資者の権利について助言を求めることが望まれる。

投資主は、総会において、各サブ・ファンドの投資証券の価格差にかかわらず、保有する投資証券1口につき1議決権を有する。特定のサブ・ファンドの投資証券は、当該サブ・ファンドに影響を与える総会での投票時に、保有する投資証券1口につき1議決権が付与される。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

本投資法人は投資者に対して、本投資法人への投資後に、本投資法人の投資主名簿に投資者自身の氏名が記載される場合に限り、投資主の権利、特に投資主総会に参加する権利を享受することができることに留意するよう要請する。一方で、投資者が取次業者を通じ間接的に本投資法人に投資し、かかる取次業者が投資者のためにその名義で投資を行い、その結果としてかかる取次業者が投資者に代わり投資主名簿に登録される場合、前述の投資主の権利は投資者ではなく取次業者に認められる。従って、投資者は投資決定に先立って、投資者の権利について助言を求めることが望まれる。投資者が仲介機関を通じて申込みをする際に純資産価格の計算に誤謬および/または投資規則の不遵守および/または本投資法人レベルでのその他の誤謬があった場合、投資者が常に補償を受けられるとは限らない。投資者は、悪影響を受ける可能性のある権利に関して助言を求めるべきである。

投資主は、総会において、各サブ・ファンドの投資証券の価格差にかかわらず、保有する投資証券1口につき1議決権を有する。特定のサブ・ファンドの投資証券は、当該サブ・ファンドに影響を与える総会での投票時に、保有する投資証券1口につき1議決権が付与される。

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

< 訂正前 >

(前略)

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

エンゲージメント・プログラム

(後略)

<訂正後>

(前略)

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing.html>

サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing.html>

エンゲージメント・プログラム

(後略)

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

管理会社の報酬方針

<訂正前>

(前略)

投資家は、報酬方針に関する詳細(報酬および利益の算定方法の概要、報酬委員会(もしあれば)の構成を含め報酬および利益を付与する責任を負う者の情報を含むが、それらに限らない。)をhttp://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.htmlで閲覧することができる。

かかる情報の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

<訂正後>

(前略)

投資家は、報酬方針に関する詳細（報酬および利益の算定方法の概要、報酬委員会（もしあれば）の構成を含め報酬および利益を付与する責任を負う者の情報を含むが、それらに限らない。）を www.ubs.com/ame-regulatorydisclosures で閲覧することができる。

かかる情報の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

第三部 外国投資法人の詳細情報

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(5) その他

() 苦情処理、議決権行使方針および最良執行

<訂正前>

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理、議決権行使方針および最良執行に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する：

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

<訂正後>

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理、議決権行使方針および最良執行に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する：

www.ubs.com/ame-regulatorydisclosures

2 利害関係人との取引制限

利益相反

<訂正前>

(前略)

管理会社による相当な注意および最善の努力にもかかわらず、利益相反を管理するために管理会社が講じた組織的・事務的な措置は、合理的な確信をもって本投資法人またはその投資主の利益が害されるリスクの回避を確保するために十分ではないというリスクがある。この場合、かかる軽減されない利益相反および下された決定は、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

(後略)

<訂正後>

(前略)

管理会社による相当な注意および最善の努力にもかかわらず、利益相反を管理するために管理会社が講じた組織的・事務的な措置は、合理的な確信をもって本投資法人またはその投資主の利益が害されるリスクの回避を確保するために十分ではないというリスクがある。この場合、かかる軽減されない利益相反および下された決定は、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

www.ubs.com/ame-investornotifications

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

(後略)

3 投資主・外国投資法人債権者の権利等

(1) 投資主・外国投資法人債権者の権利

< 訂正前 >

(前略)

(f) 報告書を受領する権利

(中略)

投資主への通知はウェブサイト (www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications) 上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した投資主には、電子メールで送付できる。投資主が電子メールアドレスを提供していないか、ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合、投資主への通知は、投資主名簿に記載されている住所へ郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

< 訂正後 >

(前略)

(f) 報告書を受領する権利

(中略)

投資主への通知はウェブサイト (www.ubs.com/ame-investornotifications) 上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した投資主には、電子メールで送付できる。投資主が電子メールアドレスを提供していないか、ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合、投資主への通知は、投資主名簿に記載されている住所へ郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

第4 関係法人の状況

1 資産運用会社の概況

(4) 役員の状況

A. 管理会社

< 訂正前 >

UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ

(2024年12月末日現在)

氏名	役職名	就任	略歴	所有株式
<u>マイケル・ケール</u> (Michael Kehl)	チェアマン、 ディレクター/ ボード・メンバー	<u>2022年1月1日</u>	UBSアセット・マネジ メント・スイス・エイ ジー、チューリッヒ、ス イス、 <u>ヘッド・オブ・プロダク ト</u>	該当なし

(後略)

<訂正後>

UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ

(2025年5月20日現在)

氏名	役職名	就任	略歴	所有株式
マニユエル・ローラー (Manuel Roller)	チェアマン、 ディレクター/ ボード・メンバー	2025年3月28日	UBSアセット・マネジ メント・スイス・エイ・ ジー、チューリッヒ、ス イス、 ヘッド・オブ・ファンド マネジメント	該当なし

(後略)

2 その他の関係法人の概況

(2) 関係業務の概要

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE

<訂正前>

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEは、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

<訂正後>

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEは、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。さらに、本投資法人の登録・名義書換事務代行者として、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEは、適用されるマネー・ロンダリング防止に関する法令を遵守するために、投資家に関し必要な情報を収集し確認を行う責任も負う。また、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEは、投資家向けの文書の作成および発送を担う顧客コミュニケーション・サービスを提供する。

第四部 特別情報

第3 その他

交付目論見書の概要

<訂正前>

UBS (Lux) ボンド・シキャブ

- コーポレート・ボンド(米ドル)

- ハイ・イールド・ボンド(米ドル)

- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

(後略)

<訂正後>

- U B S (L u x) ボンド・シキャブ
- コーポレート・ボンド(米ドル)
- ハイ・イールド・ボンド(米ドル)
- ショート・ターム米ドルコーポレート(米ドル)

(注) 2025年5月20日付で、U B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)はU B S (L u x) ボンド・シキャブ - ショート・ターム米ドルコーポレート(米ドル)に名称を変更しました。以下同じです。

(後略)

別紙 - S F D R 関連情報

「別紙 - S F D R 関連情報」は以下の内容に更新されます。

規則 (EU) 2019/2088 第 8 条第 1 項、第 2 項および第 2 a 項ならびに
規則 (EU) 2020/852 第 6 条第 1 項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則 (EU) 2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則には、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

商品名：UBS (Lux) ボンド・シキャブ・コーポレート・ボンド (米ドル)
法人識別番号：WKG5L8WUJEPPESOXJ68

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

はい いいえ

- | | |
|---|---|
| <p><input type="checkbox"/> 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率 (下限) : __%</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動 <input type="checkbox"/> EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動 <p><input type="checkbox"/> 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率 (下限) : __%</p> | <p><input type="checkbox"/> 環境的／社会的 (E/S) 特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資 <input type="checkbox"/> EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資 <input type="checkbox"/> 社会目的を有する持続可能な投資 <p><input checked="" type="checkbox"/> E/S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない</p> |
|---|---|



この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- ・サブ・ファンドのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルよりも高いサステナビリティ・プロファイルおよびサステナビリティ・プロファイルがUBSブレンデッドESGスコアの段階で上位半分にある発行体に投資された少なくとも 51%の資産

ベンチマークは、環境的および/または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図されたものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体/企業を特定するためにUBSブレンデッドESGスコアを用いる。UBSブレンデッドESGスコアは、UBSおよび認められた2社の外部プロバイダーであるMSCIおよびサステイナリティクスからの標準ESG評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立したESG評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBSブレンデッドESGスコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。各審査対象企業には、0から10までのUBSブレンデッドESGスコアが割り当てられ、10が最高のサステナビリティ・プロファイルを示す。個別の投資対象レベルでのUBSブレンデッドESGスコアの最小値は設定されていない。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

該当なし。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

該当なし。

— 持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

— 持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および関連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？ (詳細)

該当なし。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

✖ 考慮する。

主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

－ 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から（UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国務企業行動指針の違反」

－ 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器（対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器）へのエクスポージャー」

－ UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主（50%以上の持株比率）である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」に記載されている。

持続可能性要因に対するPAIの考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年次報告書に記載されている。



この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリ

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

リスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

サブ・ファンドのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルよりも高いサステナビリティ・プロファイルおよびサステナビリティ・プロファイルがUBSブレンデッドESGスコアの段階で上位半分にある発行体に投資された少なくとも51%の資産

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の特性およびこの金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率が計算される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

● 当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？

該当なし。

● 投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見るが含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出**（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費**（OpEx）

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。



● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



● 環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

該当なし。

● この金融商品はEUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動に投資するか？

投資する。

化石燃料ガスに投資する。

原子力に投資する。

投資しない。

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を緑(本書に該当箇所はありません。)で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない(タクソミー適合の投資対象がない)ため、割合は記載していない。

¹ 化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制(以下「気候変動緩和」という。)に寄与し、EUタクソミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EUタクソミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則(EU)2022/1214に定められる。

- トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



- EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



- 社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



- どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要なとされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。

 は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



- この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および/または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？

該当なし。

- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

該当なし。

- 指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？

該当なし。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。



- より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができます。

規則 (EU) 2019/2088 第 8 条第 1 項、第 2 項および第 2 a 項ならびに
規則 (EU) 2020/852 第 6 条第 1 項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名：UBS (Lux) ボンド・シキャブ・ショート・ターム米ドルコーポレート (米ドル)
法人識別番号：549300JCO9CH4DVR5250

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則 (EU) 2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則には、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

はい

いいえ

以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

環境的／社会的 (E/S) 特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも 10% の比率で以下の持続可能な投資を行う

EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

社会目的を有する持続可能な投資

E/S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル
- 2) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位 (WACI)

ベンチマークは、環境的および/または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図されたものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性1)：

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体/企業を特定するためにUBSブレンデッドESGスコアを用いる。UBSブレンデッドESGスコアは、UBSおよび認められた2社の外部プロバイダーであるMSCIおよびサステイナリティクスからの標準ESG評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立したESG評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBSブレンデッドESGスコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。各審査対象企業には、0から10までのUBSブレンデッドESGスコアが割り当てられ、10が最高のサステナビリティ・プロファイルを示す。個別の投資対象レベルでのUBSブレンデッドESGスコアの最小値は設定されていない。

特性2)：

スコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位 (WAC1)：

- スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。

- スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび/または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、この金融商品により促進される一または複数の環境的および/または社会的特性に貢献することである。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

「著しい害を及ぼさない」(DNSH)の評価に際して、UBS-AMは、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象はDNSH基準を充足しないことになる。以下のPAI指標もまた、本シグナルの一部である。

— 持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

主要な悪影響(以下「PAI」という。)とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

— 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から(UBS-AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく)一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

— 一般炭中心のエネルギー生産から(UBS-AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく)一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構(OECD)多国籍企業行動指針の違反」

— 国際連合グローバル・コンパクト(UNGC)の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器(対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器)へのエクスポージャー」

— UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関する企業またはそのような企業の過半数株主(50%以上の持株比率)である企業を非人道的兵器に関するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

— ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

以下のPAI指標もまた、DNSHシグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GHG原単位」

1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか? (詳細)

国際連合グローバル・コンパクト (UNGC) の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか?

考慮する。

主要な悪影響 (以下「PAI」という。) とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

一般炭の探掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの探掘から (UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく) 一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

一般炭中心のエネルギー生産から (UBS AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく) 一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構 (OECD) 多国籍企業行動指針の違反」

国際連合グローバル・コンパクト (UNGC) の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器 (対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器) へのエクスポージャー」

UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的

兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主（50%以上の持株比率）である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

－ ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

「著しい害を及ぼさない」（DNSH）の評価に際して、UBS-AMは、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象はDNSH基準を充足しないことになる。以下のPAI指標もまた、本シグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GHG原単位」

1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

持続可能性要因に対するPAIの考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年次報告書に記載されている。

■ 考慮しない。



この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

ファンド特有の除外事項：

企業発行体：一般的に企業発行体は、5の基準（1－極めて低い、2－低い、3－普通、4－高い、5－極めて高い）を用いて発行体を評価する企業自身のESGリスク勧告を用いてESGリスクについて評価を受ける。各サブ・ファンドは、UBS ESGリスク勧告全体が1から3の間にある場合を除き、概して、（ESG統合の項に記載される）ESGリスク・ダッシュボードにおいて特定されるリスクのある企業発行体を除外する。

非企業発行体：企業自身のESGリスク勧告がない場合、サブ・ファンドは独自のESGリスク・ダッシュボードによるリスク・シグナルを考慮して、独自のESGリスク・ダッシュボードによるポジティブ・リスク・シグナルの発行体を除外する。

証券化債券は、ESG統合プロセスの対象範囲部分ではない。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1)：

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル

特性2)：

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位（WACI）

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の特性ならびにこの金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される持続可能な投資対象の最低比率および投資対象の最低比率が計算される。

ファンド特有の除外事項：

企業発行体：一般的に企業発行体は、5の基準（1－極めて低い、2－低い、3－普通、4－高い、5－極めて高い）を用いて発行体を評価する企業自身のESGリスク勧告を用いてESGリスクについて評価を受ける。各サブ・ファンドは、UBS ESGリスク勧告全体が1から3の間にある場合を除き、概して、（ESG統合の項に記載される）ESGリスク・ダッシュボードにおいて特定されるリスクのある企業発行体を除外する。

非企業発行体：企業自身のESGリスク勧告がない場合、サブ・ファンドは独自のESGリスク・ダッシュボードによるリスク・シグナルを考慮して、独自のESGリスク・ダッシュボードによるポジティブ・リスク・シグナルの発行体を除外する。

証券化債券は、ESG統合プロセスの対象範囲部分ではない。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

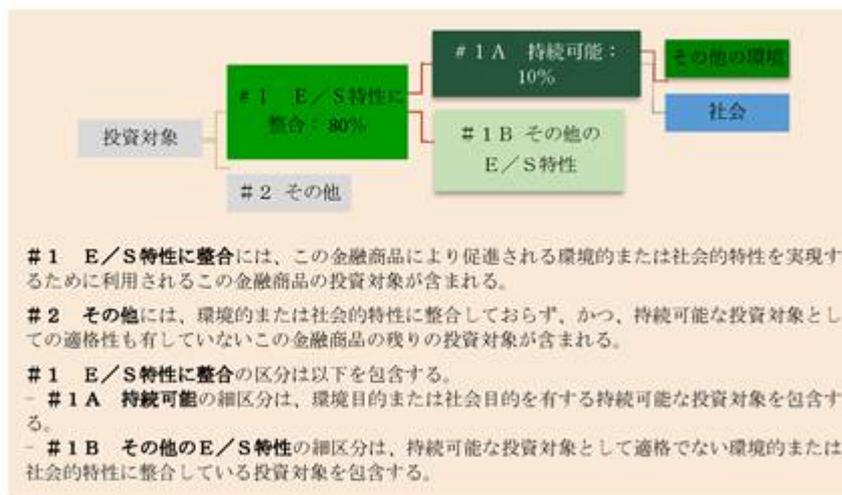
- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見るが含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は80%である。この金融商品の持続可能な投資対象の最低比率は10%である。



資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出 (CapEx)**
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費 (OpEx)**

EUタクソミーを遵守するために、**化石燃料ガス**に関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



● 環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

タクソミー規則第9条に定められる一または複数の環境目的に関するデータならびにこの金融商品の原投資がタクソミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか（以下「タクソミー適合投資」という。）に関するデータは収集することができていない。そのことから、この金融商品のタクソミー適合投資は0%である。

● この金融商品はEUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動に投資するか？

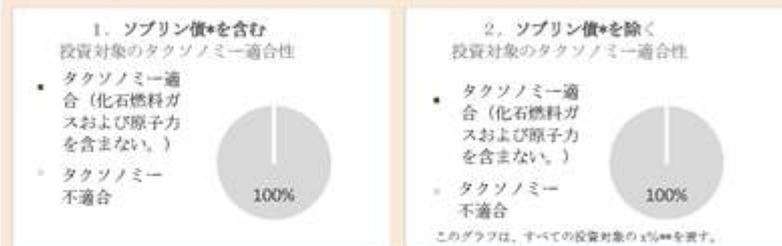
投資する。

化石燃料ガスに投資する。

原子力に投資する。

投資しない。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を緑（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない（タクソミー適合の投資対象がない）ため、割合は記載していない。

¹ 化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下「気候変動緩和」という。）に寄与し、EUタクソミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EUタクソミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214に定められる。

- **トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？**

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低比率に対する確約はない。



- **EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？**

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合は設定されていない。この金融商品がタクソノミー適合ではない環境的に持続可能な投資対象に投資する場合、これはタクソノミー適合性を決定するのに必要なデータが欠如しているためである。



- **社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？**

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、社会的に持続可能な投資の最低割合は設定されていない。



- **どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？**

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要なとされるデータを入力することができない有価証券も含まれることがある。



- **この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および/または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？**

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

- **参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？**

該当なし。

- **投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

- **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

- **指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？**

該当なし。

は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境的に持続可能な投資である。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すれば
よいか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。